

建設工事の制限付一般競争入札（郵便方式）等に関する質疑応答集

質 問	回 答
入 札 参 加 資 格 登 録 等 （ 業 者 登 録 ）	
1	<p>明石市に競争入札等参加資格の申請を行い登録されました。その時点で公告されている案件にすぐ参加申請できますか。</p> <p>また、過去に一度登録をしていたが更新を忘れてしまい、再度登録した場合はどうなりますか。</p>
	<p>明石市の入札参加資格者名簿に初めて登載された場合は、登録されている期間が通算して3年以上有していないと、財務室契約担当発注の建設工事に係る制限付一般競争入札に参加することができません（明石市の入札参加資格者名簿に初めて登載されたのが平成13年度以前である場合を除く。）。</p> <p>また、再度登録した場合は、過去に通算して3年以上登録していたことが確認できる書類、もしくは平成13年度以前に登録していたことが確認できる書類（共に受付票等）を提出した場合に限り、入札に参加することができます。</p>
2	<p>経審情報の変更を電子入札システムの業者情報管理システムで行い、工種の追加を申請しました。その時点で、追加申請した工種の工事案件が公告されている場合、すぐに入札参加できますか。</p>
	<p>入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に入札参加することが可能になります。</p> <p>なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、すぐに入札参加することはできません。</p>
3	<p>入札参加要件で工種のみを指定し、総合評定値の点数の指定がない場合には、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に総合評定値（P）に記載がなくても入札に参加できるのですか。</p>
	<p>平成16年3月1日施行の建設業法の一部改正により、総合評定値（P）については任意申請となりましたが、明石市の入札に参加するためには開札日において有効な総合評定値（P）が明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されていることが必要です。</p> <p>なお、総合評定値（P）がない（0点）場合は、電子入札システムの業者情報管理システムに登録することはできません。</p>
4	<p>当社に新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届きましたが、旧の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が、まだあります。</p> <p>経審情報の変更申請はいつ行えばよろしいか。</p>
	<p>新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届いた場合は、直ちに電子入札システムの業者情報管理システムにより新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を添付して、経審情報を変更申請してください。</p> <p>なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限には、十分ご注意ください。</p> <p>なお、開札日において電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている経審の有効期限が切れている場合は、無効な入札となりますので、ご注意ください。</p>

5	<p>新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）を電子入札システムの業者情報管理システムにより変更申請しました。市に登録している工種の総合評定値（P）については、いつから反映（有効）されますか。</p>	<p>新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）の反映時期については、変更申請してから約1週間で反映されます。</p> <p>総合評定値（P）は入札参加において重要な入札参加要件ですので、公告日から開札日までの間に経審情報を変更申請する際は、特にご注意ください（市内業者における土木一式工事及び建築一式工事においては、「総合評定値（P）＋品質評価点＝品質評価合計点」による入札参加となります。品質評価合計点における総合評定値（P）についても上記と同様です。）。</p>
市 税 の 完 納		
6	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。</p>	<p>納税義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。</p> <p>ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社、支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。</p>
7	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。</p>
水 道 料 金 の 完 納（水道局発注案件のみ）		
8	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。</p>	<p>納入義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。</p>
9	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。</p>

国 税 の 完 納 及 び 指 定 暴 力 団 員 等 に 関 する 誓 約 書

10	<p>公告文の入札参加要件に、国税の完納に関することがあります。当社は間違いなく国税を完納しているのに、制限付一般競争入札参加申請書でこの旨を誓約する必要はあるのでしょうか。</p>	<p>制限付一般競争入札参加申請書における国税の完納に関する誓約は、入札参加において必要となるものですので、この申請書の送付がない場合は、書類不備となり、無効な入札となります。</p> <p>なお、送付した制限付一般競争入札参加申請書において、国税の完納に関する誓約の記載がない場合や申請書自体に記名・押印がない場合など、誓約内容に不備がある場合についても書類不備により無効な入札となります。</p>
11	<p>公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とはどのようなものですか。</p>	<p>「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書の（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限る）を指します。</p> <p>①個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p> <p>②法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p>
12	<p>当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。</p> <p>この場合は、どのような取り扱いとなるのですか。</p>	<p>落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、制限付一般競争入札参加申請書においてもその旨を誓約していただいております。</p> <p>このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>
13	<p>税務署との協議により、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。</p> <p>この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。</p>	<p>入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めていますので、質問の場合においては、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないことになり、入札参加要件を満たさないこととなります。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札に参加する前に税務署に確認しておいてください。また、契約の相手方として決定されたにもかかわらず国税の滞納がないことを証する納税証明書を契約締結期限までの間に提出できなかった場合は、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>

所在地区分		
14	入札参加要件における市内業者等の所在地区分を教えてください。	<p>入札参加要件における地域要件は、以下のとおりです。</p> <p>①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>③県内本店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>④県内支店営業所業者 ＝ 兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者</p>
設計図書		
15	設計図書を入手する方法を教えてください。	明石市ホームページ「入札コーナー」の「入札カレンダー」の各案件に掲載していますので、ダウンロードしてください。
16	他社から、特定の「工事の設計図書を入手したかどうか」という問合せがあった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。	設計図書の入手について、業者間で問合せ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性もありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。
配置技術者		
17	配置予定技術者が複数の資格を保有している場合において、制限付一般競争入札参加申請書の資格欄にはどの資格を記載すればよいのですか。	発注された工事に適合する国家資格等を記載してください。
18	建設業法第7条第2号に該当する者（実務経験による者）を配置予定技術者（主任技術者）とする場合は、実務経験をどのように証明すればよいのでしょうか。	<p>実務経験を持った主任技術者であることを証するためには、当該技術者が経営事項審査における技術職員名簿に登録されていることが必要であり、その写しを提出していただきます。</p> <p>なお、当該技術者が経営事項審査における技術職員名簿に登録されていない場合は、無効な入札となります。</p> <p>また、市内業者については明石市電子入札システムの業者情報管理システムにおいて技術者の登録義務があるため、あらかじめ配置予定技術者の実務経験を証する書類の提出は必要ありません。</p>

19	制限付一般競争入札参加申請書に記載した配置予定技術者は、契約締結までに変更できますか。	配置予定技術者については、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定技術者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。															
22	配置予定技術者として制限付一般競争入札参加申請書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で入札参加できますか。	<p>配置予定技術者は開札日において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者である必要があり、確認できない場合は、無効な入札となります。</p> <p>また、市内業者にあつては明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録された技術者でなかった場合も無効な入札となります。</p> <p>なお、明石市電子入札システムの業者情報管理システムへの登録申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、技術者を登録することができませんのでご注意ください。</p>															
23	現在配置中の技術者はいつの時点から、新たな配置予定技術者とすることができますか。	<p>現在配置中の技術者については、当該技術者が現在配置されている工事の工事検査済証が入札参加者に届けられた日以後から新たな配置予定技術者とすることができます。ただし、当該技術者が現在配置されている工事及び、新たに配置予定とする案件が、専任を要する（求める）ものかどうかによって異なりますので、下表をご参照ください。</p> <table border="1" data-bbox="715 1055 1401 1608"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 1055 946 1155">区分</th> <th data-bbox="946 1055 1171 1155">入札参加する工事が専任を求める場合</th> <th data-bbox="1171 1055 1401 1155">入札参加する工事が専任を求めない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 1155 946 1249">当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合</td> <td data-bbox="946 1155 1171 1249">×</td> <td data-bbox="1171 1155 1401 1249">×</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1249 946 1379">当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合</td> <td data-bbox="946 1249 1171 1379">×</td> <td data-bbox="1171 1249 1401 1379">×</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1379 946 1509">当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合</td> <td data-bbox="946 1379 1171 1509">×</td> <td data-bbox="1171 1379 1401 1509">○ ※1件まで可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1509 946 1603">当該技術者が配置されている工事が無い場合</td> <td data-bbox="946 1509 1171 1603">○</td> <td data-bbox="1171 1509 1401 1603">○ ※2件まで可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※技術者を兼任する場合は、建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。</p>	区分	入札参加する工事が専任を求める場合	入札参加する工事が専任を求めない場合	当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合	×	×	当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合	×	×	当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合	×	○ ※1件まで可能	当該技術者が配置されている工事が無い場合	○	○ ※2件まで可能
区分	入札参加する工事が専任を求める場合	入札参加する工事が専任を求めない場合															
当該技術者が専任を要する工事に配置されている場合	×	×															
当該技術者が専任を要しない工事に2件配置されている場合	×	×															
当該技術者が専任を要しない工事に1件配置されている場合	×	○ ※1件まで可能															
当該技術者が配置されている工事が無い場合	○	○ ※2件まで可能															
24	配置技術者の専任を求めている案件であっても、配置技術者が兼任できる工事の件数に制限はありますか。	<p>明石市では、専任を求めている案件であっても、技術者1人につき、兼務できる工事の件数は2件までとなります。</p> <p>すでに2件の工事に配置されている技術者を、配置予定技術者として入札参加した場合は、無効な入札となりますので、ご注意ください。</p>															

25	<p>技術者 1 人につき何件まで入札参加できますか。</p>	<p>入札参加する案件が技術者の専任を求めているものである場合は、手持ち工事のない技術者 1 人につき 2 件まで入札書を送付することができます。ただし、落札者となれるのは 1 件までです。</p> <p>また、入札参加する案件が全て配置技術者の専任を求めているものである場合は、技術者 1 人につき複数案件入札参加できます。ただし、落札者となれるのは最大 2 件までです (23 参照)。</p>
26	<p>同一開札日の 2 件の工事において、手持ち工事のない同じ技術者を制限付一般競争入札参加申請書に記載して入札参加してしまったのですが、その取扱いはどうなりますか。</p>	<p>入札参加した案件がいずれも技術者の専任を求めているものである場合は、開札時刻の早い方の案件のみが有効な入札となります。</p> <p>入札参加した案件がいずれも技術者の専任を求めているものである場合は、当該入札は全て有効な入札となります。</p> <p>入札参加した案件が技術者の専任を求めているものと技術者の専任を求めているものである場合は、技術者の専任を求めているものは無効な入札となり、技術者の専任を求めているものについては有効な入札となります。</p>
27	<p>同一開札日でかつ配置技術者の専任を求めている工事 3 件以上において、同一の技術者を配置予定とした場合、その取扱いはどうなりますか。</p>	<p>技術者の専任を求めている工事に配置されている技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は、当該入札はすべて無効な入札となります。</p> <p>既に 1 件、技術者の専任を求めている工事に配置されている技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は、落札候補者となった案件の中で開札執行時刻が最も早い案件のみ審査上問題がなければ、落札者となりますが、残りの案件については失格となります。</p> <p>手持ち工事のない技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は、落札候補者となった案件の中で開札執行時刻が最も早い案件から順に、審査上問題がなければ 2 件に限り、落札者となります。</p>
28	<p>同一開札日でかつ配置技術者の専任を求めている案件 2 件以上において、手持ち工事のない同一の技術者を配置予定とし、2 件以上の案件で落札候補者となった場合は、落札候補案件の中から落札する案件を選ぶことはできますか。</p>	<p>落札候補者が落札する案件及び案件数を選ぶことはできません。</p> <p>なお、手持ち工事のない同一の技術者を配置予定とし、2 件以上の案件で落札候補者となった場合は、開札執行時刻が最も早い案件から順に、当該落札候補者の審査を行い、審査上問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の 2 件の案件について落札者になります。</p>
29	<p>契約締結時に届け出た技術者は、契約締結後に変更できますか。</p>	<p>当該技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、変更することはできません。</p>

30	<p>入札参加した案件が、低入札価格調査の対象となり現在保留となっていますが、落札候補者ではないので調査対象となっておりません。この案件の入札参加したときに制限付一般競争入札参加申請書に記載した配置予定技術者を、同日に開札された落札案件の配置予定技術者に変更することは可能ですか。</p>	<p>低入札価格調査中の案件の落札候補者でない場合（ただし、当該案件が総合評価落札方式によるものである場合を除く。）には、当該案件の配置予定技術者を同日に開札された落札案件の配置技術者として変更することができます。</p> <p>なお、この場合には、同日に開札された落札案件の契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、発注者が承諾することが必要です。</p> <p>ただし、配置予定技術者を変更する場合には、当該案件について新たな配置予定技術者（適正な技術者）を届け出ていただく必要があります。</p>
31	<p>入札参加した案件が、低入札価格調査の対象となり現在保留となっていますが、落札候補者ではないので調査対象となっておりません。この案件の入札参加したときに制限付一般競争入札参加申請書に記載した配置予定技術者を、次の参加希望案件にも配置予定技術者として記載できますか。</p> <p>また、次の参加希望案件が総合評価落札方式の場合はどうなりますか。</p>	<p>低入札価格調査案件の落札候補者でない場合には、当該案件の配置予定技術者を次の参加希望案件の配置予定技術者として記載できることとします。</p> <p>なお、当該案件の低入札価格調査の結果、後に繰り上がって落札者となった場合において、配置予定技術者が次の参加希望案件と重複するときは、次の参加希望案件の配置予定技術者を変更していただきます。</p> <p>ただし、次の参加希望案件に配置する技術者がいない場合、次の参加希望案件は無効な入札となります。また、次の参加希望案件が総合評価落札方式による場合は、総合評価落札方式が技術者の能力を評価するものであるため、変更を認めることができません。したがってこの場合も次の参加希望案件は無効な入札となりますので、ご注意ください。</p>
32	<p>総合評価落札方式の案件に入札参加しましたが、現在保留となっているため、その案件で記載している配置予定技術者を次の参加希望案件に記載しました。この場合、どのような扱いになりますか。</p>	<p>総合評価落札方式については、価格評価点のみではなく価格以外の評価点落札を合わせて落札者を決定するため、最低価格入札者をもって落札候補者とすることができません。</p> <p>次の参加希望案件に記載した場合は、次の参加希望案件が無効な入札となりますのでご注意ください。</p>
33	<p>営業所における専任の技術者を配置予定技術者として入札参加することはできますか。</p>	<p>営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、営業所における専任の技術者を配置予定技術者として入札参加することはできません。</p>

34	今回発注された工事の現場は、先に当社が施工している工事の現場に隣接しています。このため、この隣接する工事の配置技術者が今回発注された工事の配置技術者を兼任することはできますか。	「先に施工している工事」と「今回発注された工事」が、密接な関係のある工事（「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事である場合」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事である場合」）である場合は、同一の専任の主任技術者が「先に施工している工事」と「今回発注された工事」を兼任することができます。 なお、上記の取扱いは監理技術者には適用されませんので、注意してください。
現場代理人		
35	社長の委任があれば、他社からの出向職員等を現場代理人とすることは可能でしょうか。	現場代理人の職務は工事現場の運営、取締りを行うほか、一部の権限を除いて請負者の一切の権限の行使を認められており、重大な権限を持っています。この点を考慮して明石市の建設工事契約における現場代理人については、契約締結時において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係のある者に限定しています。 出向職員、派遣職員及び非常勤職員等は直接かつ恒常的な雇用関係にある者とは言えないため、これらの者を現場代理人とすることはできません。
36	現場代理人は建設業法上で特に制約がないので、常駐はしなくてよいのでしょうか。	明石市工事請負契約約款（明石市水道局工事請負契約約款）第10条第2項において、原則として、工事現場での常駐を義務付けています。 ただし、同条第3項において、発注者が認めた場合は、常駐を要しないこととすることがあります。
37	現場代理人は他の現場を兼務することは可能でしょうか。	設計金額が1件あたり 税込4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事で、発注者が「明石市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置等に関する要領」に記載の兼務を認める条件をすべて満たすと認めた場合は、2件まで兼務が可能となります。この場合「現場代理人兼務届」を財務室契約担当へ提出してください。 また、的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の専任を求める等の必要な措置を講じます。
38	現場代理人と配置技術者を兼務することは可能でしょうか。	同一の工事内において、現場代理人と配置技術者を兼務することは可能です。
様式		
39	入札書等の様式を独自に作成してもよろしいですか。	入札書等の様式は指定様式としていますので、明石市ホームページ「入札コーナー」の「入札カレンダー」の各案件からダウンロードしたものを使用してください。
提出書類		
40	制限付一般競争入札参加申請書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。	郵送する日を記載してください。

41	<p>入札書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。</p> <p>また、入札書を入れる別封筒はどのようなものを使用すればよろしいですか。</p>	<p>開札日を記載してください。また、入札書を入れる封筒については特別な指定はしていませんので、貴社で作成している封筒等に入札書を入れていただければ結構ですが、入札書を入れた封筒は他の必要書類と共に、明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）に入れて郵送してください。専用封筒（青色）は財務室契約担当窓口で配付しています。</p>
42	<p>鉛筆で記入した提出書類を送付してしまいましたが、どうなりますか。</p>	<p>鉛筆で記入した提出書類を送付した場合は、無効な入札になります。</p>
43	<p>提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）はどうなりますか。</p>	<p>提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）は、無効な入札になります。</p>
44	<p>水道局発注工事の入札において、「明石市長」宛の提出書類を送付した場合はどうなりますか。</p>	<p>水道局発注工事については、「明石市公営企業管理者」が契約締結権限を持っているため、「明石市長」宛の提出書類が提出された場合は、無効な入札となることがあります。</p> <p>なお、市発注工事に係る入札において、「明石市公営企業管理者」宛の提出書類を提出した場合も同様です。</p>
工 事 費 内 訳 書		
45	<p>入札書の金額と工事費内訳書の内容とが異なると無効になりますか。</p>	<p>工事費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効な入札となります。工事費内訳書に不備があった場合も無効な入札となることがありますのでご注意ください。</p> <p>また、値引きにより入札金額と一致させている場合は、無効な入札となります。</p>
46	<p>工事費内訳書は、設計図書の大項目部分をコピーして作成するのですか。</p>	<p>明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載している公告文に工事費内訳書を添付していますので、その工事費内訳書により作成してください。</p>
47	<p>低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合において、全項目の詳細な工事費内訳書を提出しなかったときはどうなりますか。</p>	<p>低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合には、前項網の詳細な工事費内訳書が必要となります。開札後、落札候補者には、財務室契約担当から詳細な工事費内訳書の提出を依頼する連絡をします。</p> <p>なお、連絡のあった日の翌日の午後3時までには提出されなかった場合は、無効な入札となり、指名停止（3か月）となりますのでご注意ください。</p> <p>また、単価契約工事、機械・電気工事等については、詳細な工事費内訳書の提出は不要です。</p>
48	<p>低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合に提出する工事費内訳書及び工事明細表・代価表等（全項目の詳細な工事費内訳書）は、どこまで必要ですか。</p>	<p>設計図書に記載されている内訳書のすべてが必要です。例えば、土木一式工事であれば工事費内訳書、工種明細表、施工単価表等となり、建築一式工事であれば設計内訳書、工事内訳書、工事内訳明細書等となります。</p> <p>なお、詳細な工事費内訳書作成にあたっては、下請業者からの見積も含めて記載することが必要となる場合があります。</p>

下 請 負 人		
49	市内業者への下請負契約率が設定された工事における下請負人とは、どのような者をいうのですか。	<p>この場合における下請負人とは、次の事項を満たしている一次下請負人のことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しない者 2 公告の日以後において、明石市入札参加者等指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者 3 下請業務に関し、法律上必要となる許可等を有している者
50	施工実績等を持たない者が、特定の技術力を持つ者と協力関係（誓約書の提出等により確認）にある場合に限り入札参加が認められている工事案件において、ある入札参加者の協力会社（下請業者）となっている者が、自らも単独で入札参加することは可能でしょうか。	<p>質問のケースにおいて、協力会社が自らも元請業者として入札に参加することはできません。これは通常の下請関係ではなく、協力して施工することを求めている案件であるので、協力関係にある者同士が、同一の入札に参加して競争を行うことは困難であると考えためです。</p> <p>そのような場合には両者とも無効な入札となりますのでご注意ください。</p>
施 工 実 績		
51	施工実績調書はどのようにして作成するのですか。	<p>施工実績調書には、入札参加要件として求められている施工実績を満たす工事の詳細を記入してください。</p> <p>また、この施工実績を証明する書類として、受注者、発注機関名、工事名、契約金額及び工期が明記された当該工事の契約書の写し、入札参加要件で求める施工実績が確認できる仕様書の写し若しくはコリンズにおける工事カルテ等の写しを同封して提出してください。</p>
52	入札参加要件で施工実績が求められている場合、共同企業体（JV）による施工実績は認められますか。	<p>原則として、共同企業体（JV）による施工実績は認めず、単体による施工実績のみを対象としています。</p> <p>なお、例外的に共同企業体（JV）による施工実績を認める場合には、公告文の入札参加要件の中でその旨を明記します。</p>
郵 送		
53	郵送は普通郵便でもよろしいですか。	<p>必ず財務室契約担当の窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）にて、明石市が受領した事実の証明が可能な方法により郵送してください。</p> <p>なお、普通郵便で郵送した場合は、無効な入札参加となりますのでご注意ください。</p> <p>また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。</p>
54	特定記録郵便で郵送してもよろしいですか。	<p>特定記録郵便は、受領日の証明ができないため、特定記録郵便では郵送しないでください。</p> <p>なお、特定記録郵便で郵送した場合は、無効な入札参加となりますのでご注意ください。</p>

		また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。
55	会社で作成している封筒で郵送してよろしいですか。	必ず財務室契約担当の窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）にて郵送してください。会社で作成している封筒を使用した場合は、無効な入札参加となります。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。
56	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件については、財務室契約担当専用封筒以外の封筒で郵送するのですか。	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件についても、必ず財務室契約担当の窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）を使用してください。
辞 退・撤 回		
57	制限付一般競争入札参加申請書等を郵送後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	財務室契約担当が郵便局から受領した郵便物については、落札者決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。 また、落札者決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開 札		
58	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
59	立会人は、どのような人がなれますか。	入札参加者のうち、本社登録の会社は代表者、支店登録の会社は当該支店の支店長等です。 なお、前記の者からの委任状がある者も立会人になることができます。 また、郵便方式案件に限り、立会人を置きます（電子方式案件では立会人を置きません。）。
再 度 入 札		
60	郵便方式案件において、再度入札は実施しますか。	郵便方式案件では再度入札は実施しません。
低 入 札 価 格 調 査 制 度（変動型低入札価格調査、数値的判断基準）		
61	明石市における変動型低入札価格調査はどのような制度ですか。	変動型低入札価格調査とは、低入札調査基準価格（低入札調査基準価格の設定方法については以下の表のとおりです。）をあらかじめ設定し、それに満たない金額での入札があった場合には、下記のような手続き（低入札調査）を経ることにより、低入札時においても適正な施工が可能であるかどうかを判断する目的で導入した制度です。明石市では予定価格（税込）5,000万円以上の案件に原則適用しています。 なお、低入札調査基準価格（税抜）は予定価格（税抜）の70%から90%の間で案件ごとに設定します。 ① 1件の発注案件について、有効な入札参加者が5者以

		<p>上の場合に、入札金額の低い下位5者の入札金額の平均額を算出し、その平均額に85%を乗じ失格値を求めます。算出された失格値未満の入札については、失格となります。</p> <p>② ①において失格値以上の場合は、提出された入札参加者の工事費内訳書（全項目の詳細な内訳書）と市が積算した工事費内訳書を別に定める「数値的判断基準」に照らして、適正な施工が可能かどうかの調査を行います。この調査において基準を1項目でも満たさない場合は、その時点で失格となります。</p> <p>③ ②の数値的判断基準の全ての項目を満たす場合は、施工方法、財務状況や手持ち工事の状況等についての聴取を中心とした調査を行います。</p> <p>④ ③の調査の結果、入札金額において適正な施工が可能と判断すれば、落札とします。</p> <p style="text-align: center;">低入札調査基準価格（税抜）の設定方法</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>【範囲】 予定価格（税抜）の下限(上限)値 7.0/10～9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 ×0.97 ・共通仮設費 ×0.90 ・現場管理費 ×0.90 ・一般管理費等×0.55 </div> <p>※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った（上回った）場合には、下限（上限）値で設定。</p>
62	<p>数値的判断基準とはどのようなものですか。</p>	<p>数値的判断基準とは、低入札調査基準価格を下回る金額で入札を行った者が、その入札金額で適正な施工が可能かどうかを内訳金額上で数値的に判断するための基準です。具体的には提出された全項目の詳細な工事費内訳書に基づき、下記の項目について調査を行います。</p> <p>①数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること</p> <p>②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること</p> <p>③建設廃棄物は適正な処理費用が計上していること。</p> <p>④直接工事費は設計金額の75%以上であること。</p> <p>⑤共通仮設費積上分（指定仮設分）は設計金額の75%以上であること。</p> <p>⑥共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。</p>

		⑦現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の5%以上であること。								
63	数値的判断基準における数値(率)については、全工種において同一となりますか。	全工種において同一です。 なお、単価契約工事や機械・電気工事等では数値的判断基準は適用しません(64参照)。								
64	単価契約工事や機械・電気工事等についての数値的判断基準の適用はどうなりますか。	数値的判断基準は適用しません。								
65	数値的判断基準は、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合に適用されますが、低入札調査基準価格を下回らない価格で入札を行った場合にも適用され、失格となることはありますか。	低入札調査基準価格を下回らない価格で入札を行った場合は適用されません。								
低入札案件の手持ち件数の制限										
66	低入札案件の手持ち件数の制限とはどのような制度ですか。	<p>低入札案件を多数抱えたままの倒産等が発生し、工事が中断してしまうリスクを軽減する観点から、以下のとおり低入札案件の手持ち件数の制限を行っています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>技術者総数(人員数)</th> <th>手持ち可能件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以下</td> <td>1件以内</td> </tr> <tr> <td>11人以上20人以下</td> <td>2件以内</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>3件以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※技術者総数とは、市内業者にあつては明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている技術者の総数を、市内業者以外にあつては経営事項審査における技術職員名簿に登載されている技術者の総数をいいます。</p> <p>なお、手持ち制限を超えた場合は「失格」となります。</p>	技術者総数(人員数)	手持ち可能件数	10人以下	1件以内	11人以上20人以下	2件以内	21人以上	3件以内
技術者総数(人員数)	手持ち可能件数									
10人以下	1件以内									
11人以上20人以下	2件以内									
21人以上	3件以内									
67	低入札案件の手持ち制限において、水道局発注案件はどのようにカウントするのですか。	市発注案件と水道局発注案件を合わせてカウントし、上記の手持ち制限を適用します。								
68	低入札案件の手持ち制限において、複数工事の合併入札案件はどのようにカウントするのですか。	<p>複数の工事を合併して1件の入札として執行したものについては、低入札案件の手持ち制限においても1件としてカウントします。</p> <p>なお、市発注工事と水道局発注工事の合併入札についても同様です。</p>								

69	<p>技術者の総数についてですが、工種ごとの技術者総数により、工種ごとに手持ち件数を最大3件まで持つことができるのですか。</p>	<p>低入札案件の手持ち件数については、工種に関係なく各者最大3件以内となります。</p> <p>また、技術者総数については、技術者の実人員数（1人の技術者が土木、建築と複数の資格を有する場合においても、技術者数としては1人として数えます。）により判断することとしています。これは、低入札案件の手持ち件数の制限を、会社の規模に応じて設定することとしたためです。</p>
70	<p>当社においては、11人の技術者がいますので、最大2件の手持ちとなるのですが、同日開札の発注工事において、手持ち制限を超える3件の工事に低入札調査基準価格を下回る入札書を送付しました。</p> <p>この場合、全件が無効となりますか。</p>	<p>低入札調査基準価格を下回る入札書を送付された3件すべてを有効な入札として審査の対象とします。</p> <p>ただし、3件とも落札候補者となった場合は、開札執行時刻の早い案件の順に、低入札調査を行い、審査上問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の2件の工事について落札者となります。</p>
71	<p>当社においては、22人の技術者がいますので、低入札案件の手持ち件数が最大3件となるのですが、3件の低入札案件の工事を持っている場合には、他の工事を落札することができないのですか。</p>	<p>低入札案件の手持ち件数の制限は、他の工事について低入札調査基準価格を下回らない価格で落札することまでを制限するものではありません。</p> <p>このため、低入札調査基準価格を下回らない価格であれば、他の工事を落札することができます。</p>
72	<p>低入札案件の手持ち制限において、カウントの対象から外れるのはいつからですか。</p>	<p>工事検査済証が入札参加者に到達した日以後です。</p>

固定型最低制限価格制度	
73	<p>明石市における固定型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。</p> <p>固定型最低制限価格制度とは、最低制限価格をあらかじめ設定し、それに満たない金額での入札を失格とする制度です。</p> <p>明石市では、予定価格（税込）5,000万円未満の案件に原則適用しています。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜）は予定価格（税抜）の70%から90%の間で案件ごとに設定します。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。</p> <p>固定型最低制限価格（税抜）の設定方法</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>【範囲】</p> <p>予定価格（税抜）の下限(上限)値 7.0/10～9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 ×0.97 ・共通仮設費 ×0.90 ・現場管理費 ×0.90 ・一般管理費等×0.55 </div> <p>※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った（上回った）場合には、下限（上限）値で設定。</p>
工事品質評価型入札制度	
74	<p>品質評価合計点とは、どのような点数ですか。</p> <p>品質評価合計点とは、明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録された有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値と工事品質評価型入札制度の評価項目の合計点数である品質評価点を合計した点数のことです。</p> <p>なお、品質評価合計点は現在のところ市内業者を対象としていますので、その他の業者については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値による入札参加となります。詳しくは、明石市役所のホームページ入札コーナー内の「入札制度案内—工事品質評価型入札制度」をご覧ください。</p>
75	<p>当社の品質評価点は何点ですか。</p> <p>電子入札システムの業者情報管理システムにより確認してください。毎年7月1日に更新し、7月1日から翌年の6月30日までに公告した土木一式工事、建築一式工事で適用されます。</p>
契約からの暴力団等排除	
76	<p>契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。</p> <p>契約の締結はできません。</p> <p>なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。</p>

77	<p>下請契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。</p>	<p>準じた規定とは明石市が規定する「暴力団等排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。</p> <p>特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて下請契約を締結してください。</p>
78	<p>下請契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点で、どこに提出すればよいでしょうか。</p>	<p>下請契約の締結を行う際に下請業者から徴取してください。</p> <p>その後、下請業者から徴取した暴力団排除に関する「誓約書」を工事の完了届の提出時までに工事主管課に提出してください。</p>
そ の 他		
79	<p>最低価格入札者が複数存在する場合はどうなりますか。</p>	<p>くじにより落札者を決定します。全ての資格審査が終了しましたら、財務室契約担当から執行時刻と場所の連絡をいたしますので、代表者又は代表者からの委任状を持った代理人の方が参加してください。</p> <p>なお、代表者等が参加できない場合には、当該入札事務に関係ない市職員が代理としてくじを引くこととなります。</p>

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和5年4月1日現在